

中小企業信用保険法第2条第5項【第5号】(ロ)の規定③による認定申請のご案内

(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置

★利用できる方

- (1) 調布市内に本店（営業の本拠）があること。
※法人⇒本店登記所在地が調布市内にあること ※個人⇒主たる事業所が調布市にあること。
- (2) 兼業者であって、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種（以下、指定業種と表記）を1つ以上行っている中小企業者であること
- (3) 指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。
- (4) 企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上であること。
- (5) 指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
- (6) 企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

★申し込みに必要なもの

法 人		個 人	
1	印鑑（法人の実印）	1	印鑑（事業主の実印）
2	認定申請書 2種類	2	認定申請書 2種類
3	<p>次の内容を記載した売上表 『指定業種に係る原油等の上昇, 指定業種に係る原油等の仕入価格, 全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合, 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況, 全体に係る製品等価格への転嫁の状況』 ※添付されている売上表にご記入ください。</p> <p>※税理士・会計士の確認印がない方は、指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等(取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類, 許可証等) や, 表記載の原油等の仕入れ価格が分かるもの(仕入伝票等のコピー), 売上原価及び売上高が分かる書類等(試算表, 売上台帳, 仕入張など)のコピーが必要です。</p> <p>※「最近3か月間」は申請月の前月又は前々月から起算(例: 4月申請の場合, 1～3月又は12～2月)</p>	3	<p>次の内容を記載した売上表 『指定業種に係る原油等の上昇, 指定業種に係る原油等の仕入価格, 全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合, 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況, 全体に係る製品等価格への転嫁の状況』 ※添付されている売上表にご記入ください。</p> <p>※税理士・会計士の確認印がない方は、指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等(取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類, 許可証等) や, 表記載の原油等の仕入れ価格が分かるもの(仕入伝票等のコピー), 売上原価及び売上高が分かる書類等(試算表, 売上台帳, 仕入張など)のコピーが必要です。</p> <p>※「最近3か月間」は申請月の前月又は前々月から起算(例: 4月申請の場合, 1～3月又は12～2月)</p>
4	直近の確定申告書(別表1)のコピー ※税務署の受付印あるいは電子申告の受付控のあるもの	4	直近の確定申告書のコピー ※税務署の受付印あるいは電子申告の受付控のあるもの
5	決算報告書のコピー	5	青色申告決算書・収支内訳書のコピー
6	登記簿謄本履歴事項全部証明書のコピー ※最近3か月以内に発行されたもの	6	許可証のコピー ※許認可の必要な業種のみ
7	許可証のコピー ※許認可の必要な業種のみ	7	委任状(様式自由) ※第3者が申請する場合のみ
8	委任状(様式自由) ※第3者が申請する場合のみ	8	

★提出先

調布市国領町2-5-15 市民プラザあくろす3階
生活文化スポーツ部産業振興課産業労働支援センター
☎042-443-1217

※認定書の有効期限は、認定書が発行されてから30日以内です。

※本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 (R4.7.8)

認定権者記載欄

様式第5-(ロ)-③(注1)

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ-③)

令和 年 月 日

調布市長 長友 貴樹 様

申請者
住 所
名 称
(氏 名) 印
電 話

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。(表)

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に係る原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E : 指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 円
e : 指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 円

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C : 申込時点における最新の全体の売上原価 円
S : Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \quad P1 =$$

A1 : 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円
a1 : A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円
B1 : 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 円
b1 : B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \quad P2 =$$

A1 : 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円
a1 : A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円
B2 : 申込時点における最近3か月間の全体の売上高 円
b2 : B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 円

(注1) 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) P1 > 0, かつ, P2 > 0となっていること。

(留意事項)

- 1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第5-(ロ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロー③)

調布市長 長友 貴樹 様

令和 年 月 日

申請者

住所

名称

(氏名)

印

電話

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。(表)

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に係る原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E: 指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 円
 e: 指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 円

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C: 申込時点における最新の全体の売上原価 円
 S: Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \quad P1 =$$

A1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円
 a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円
 B1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 円
 b1: B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \quad P2 =$$

A1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円
 a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円
 B2: 申込時点における最近3か月間の全体の売上高 円
 b2: B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 円

(注1) 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) P1 > 0, かつ, P2 > 0となっていること。

調生産発第 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

調布市長 長友 貴樹

(留意事項)

- 1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行う必要があります。

申請者名 (名称及び代表者の氏名) : _____

(表1：指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇)

a. 指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価	b. 指定業種に係る原油等の前年同月の平均仕入単価	指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇率
円 【E】	円 【e】	% 【E/e × 100 - 100】

(表2：指定業種に係る原油等の仕入価格)

c. 指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等に転嫁できていない事業が属する業種 (※1)	d. 指定業種に係る原油等の仕入価格
業	円
業, 業 (※2)	円
合計	円 【S】

※1：認定申請書の表には、c. 欄に記載する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）と同じ業種を記載。原油等の仕入価格の算出ができる指定業種のみ記載でも可。

※2：指定業種に係る原油等の仕入価格を合算して記載することも可。

(表3：全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合)

全体の売上原価 (a)	指定業種に係る原油等の仕入価格 (b)	全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合 (b/a × 100)
円 【C】	円 【S】	%

(表4：指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況)

指定業種 (※)	最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 (a)	最近3か月間の指定業種に係る売上高 (b)	(a/b × 100)	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格 (c)	前年同期の指定業種に係る売上高 (d)	(c/d × 100)
業	円	円	%	円	円	%
業, 業	円	円	%	円	円	%
合計	円 【A1】	円 【B1】	%	円 【a1】	円 【b1】	%

※表2に記載した指定業種と同じ指定業種を記載。

(表5：全体に係る製品等価格への転嫁の状況)

最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 (a)	最近3か月間の全体の売上高 (b)	(a/b × 100)	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格 (c)	前年同期の全体の売上高 (d)	(c/d × 100)
円 【A1】	円 【B2】	%	円 【a1】	円 【b2】	%

上記の記入事項に相違ありません

会計士・税理士事務所名

郵便番号・住所

電話番号

会計士・税理士の確認印

(注) 税理士・会計士の確認印が無い場合は、表2に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（取り扱っている製品・サービス等が分かる書類《請求書・納品書等》、許認可証など）や、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（仕入帳、売上台帳、試算表など）の提出が必要。